

# 豊見城市立豊崎中学校 いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方針

### 1 学校いじめ防止基本方針

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

### 2 豊見城市いじめ防止基本方針の理念

いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうる問題である。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、更に学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されることが必要である。

豊見城市いじめ防止基本方針は、上記のことを踏まえ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを強く念頭に置いて行う。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下いじめの問題を克服することを目指して行う。

### 3 いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止推進対策推進法】

### 4 いじめの理解と判断

上記2のいじめの定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする生徒の立場に立つことが必要である。

- (1) 「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やクラブ等生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などの何らかの人間関係を指す。
- (2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌いなことを強要されたりすることをなどを意味する。
- (3) 遊びやふざけあい、またはけんかであっても、いじめに該当するか否か判断する。  
※見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害者に着目する。
- (4) いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることを鑑み、それだけに限定しない。  
例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。  
例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。  
※上記の例に関しても、加害行為を行った生徒については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (5) いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。  
※教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

#### ○ 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ③ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- ⑧ 性的ないたづらをされる。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 第2章 いじめの防止等の対策

### 1 いじめの未然防止

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、指導上の留意点等について、平素から教職員全員の共通理解を図り、「いじめは絶対にゆるさない」という気概を学校で醸成する。

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。

#### (2) いじめを生まない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じて、生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できるような豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するような態度を養う。

#### (3) 自己有用感や自己肯定感の育成

全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱き、他者の役に立っていると実感できるような学級経営、学校風土づくりに努め、生徒の自己有用感を高めるよう努める。また、生徒が様々な体験を通じて困難な状況を乗り越え、自己肯定感を高められるように指導・支援を行う。

#### (4) いじめが生まれる背景を踏まえた指導

- ① 授業についていけない焦りや劣等感等が過度のストレスにならないよう、誰ひとり取り残さないことを踏まえた、授業づくりに努める。
- ② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できるように留意して集団づくりを進める。

- ③ 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識や発言が、いじめられている生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないようにする。
- ④ ストレスを感じた場合に、他人にぶつけるのではなく、身近な人に相談したり、運動等で発散したりする等、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 広汎性発達障がい等について理解した上で、生徒に対する支援・指導を行う。

## いじめの起こりにくい学校とは

### 自己有用感の育成、居場所づくり

子供たちのよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。

### 職員間の温度差をなくす

小さな問題行動であってもこれらの行為を見過ごすことなく、**全職員**で適切かつ毅然とした指導を行う。

### 授業改善は学校改善！

「分かる授業」を構築とした授業改善を進める。  
すべての児童生徒が参加、活躍できる授業の工夫。

## 特別活動を通して

### 〈学級活動〉

いじめの問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を培う。

### 〈児童・生徒会活動〉

児童生徒が、自分たちの学校生活を自らの力で向上させることができるように指導・援助する。

### 〈学校行事〉

主体的な参加方法を工夫し、協力して成し遂げる喜びを体得させる指導を工夫する。

## 道徳の授業を通して

### 道徳的実践力の育成

人権尊重の観点から、被害者、加害者、観衆、傍観者それぞれの立場で考え、「いじめを許さない」、「いじめをなくしていこう」とする意欲を育てる

## 2 いじめの早期発見

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめの拡大を恐れて訴えることができなかつたり、自分の思いをうまく伝えることができない場合がある。そのため、教職員は日頃から生徒の言動を観察し、いじめのサインを見逃さないようにするとともに、教職員間の情報共有を図り、生徒理解に努める。

(1) 生徒のサインからいじめを早期発見する。

- ① 遅刻、欠席が多い。
- ② 保健室によく行く。
- ③ 体調不良を訴える。
- ④ 表情が暗い。
- ⑤ 無視されている。
- ⑥ からかわれている。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの早期発見・実態把握に取り組む。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制・雰囲気をつくる。

- ① 市いじめアンケート…………… 5月、9月、12月
- ② 学校定期アンケート…………… 4月、6月、7月、10月、11月、1月、2月、3月

(3) 定期的に教育相談旬間を設定するほか、日頃から生徒及び保護者が相談しやすい雰囲気づくり、学校体制の整備を整える。

(4) 休み時間や放課後の雑談や学級日誌等を通じて、生徒の悩みや交友関係を把握する

### 3 いじめの早期解決

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有を図り組織的に対応する。必要があれば関係機関とも連携し対応する。  
被害生徒への適切な支援を行うとともに、加害生徒に対しては、人格の成長、社会性の向上に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、一人で抱え込まず、学年職員及び生徒指導委員会で情報を共有する。
- ② いじめを疑われる行為を発見した場合、その行為を止めるとともに、早めの段階から関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ③ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、関係機関（児童相談所、警察、市教育委員会等）と連携を図る。

(2) いじめられた生徒とその保護者への対応

- ① いじめられている生徒の自尊感情を高めるよう留意しながら、事実関係の聞き取りを行う。その際には、生徒の個人情報の取り扱いやプライバシーに配慮する。  
保護者には、家庭訪問等により速やかに事実関係を伝える。
- ② いじめられた生徒や保護者に対して、学校全体で心配や不安を取り除き安心して学校生活を送れるよう支援する。
  - ア SCや関係機関との連携
  - イ 居場所の確保 等
- ③ いじめが解消されたと思われる場合も、継続した支援を行う。

(3) いじめた生徒とその保護者への対応

- ① いじめを行った生徒には、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした態度で指導にあたる。ただし、いじめた生徒が抱える課題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格発達に配慮した指導を行う。
- ② いじめを行った保護者も、孤立感・疎外感・子の教育への不安等を抱える場合があることから、保護者との連携や保護者への助言を行う。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分事と捉えさせ、いじめを止めさせる、または、誰かに知らせる勇気が持てるよう指導する。
- ② はやしたてる行為は、いじめを助長する行為であること、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ③ 全ての生徒が、集団の一員としてお互いを尊重し、認め合う支持的風土のある集団づくりを進める。

(5) ネット上でのいじめへの対応

- ① ネット上（SNS・アプリ・メール等）を利用したいじめは発見が困難な場合があるので、情報モラル教育を充実させ、正しいネット使用法を理解させる。
- ② ネット上で不適切な書き込み等があった場合は、関係機関に協力を求め、重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察に通報し援助・助言を求める。

4 校内組織体制

いじめの未然防止並びに再発防止等に関する措置を実行的に行うため、「いじめ防止対策委員会」として常設の組織（生徒支援委員会及び教育相談委員会）を以下の通り設置する。

(1) 委員会の開催と構成員

- ① 生徒支援委員会（毎週金曜日の4校時）  
構成員：校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、SSW、養護教諭
- ② 教育相談委員会（毎週火曜日の4校時）  
構成員：校長、教頭、教育相談担当、学年教育相談担当、生徒指導主任、SC、SSW、養護教諭、通級教室担当

## 5 重大事態への対処

第二十八条 学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「重大事態」に対処する組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

【いじめ防止対策推進法】

### (1) 重大事態の意味

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」とは  
ア 生徒が、自殺を企図した場合。  
イ 身体に重大な障害を負った場合。  
ウ 金品等に重大な被害を被った場合。  
エ 精神性の疾患を発症した場合。
- ② 「相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは  
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合には、上記の目安にかかわらず、学校もしくは市教育委員会の判断で重大事態と認識する。
- ③ その他  
生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合。

### (2) 対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と連携し、いじめ防止対策委員会を中心とした当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 当該組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 調査の結果については、いじめを受けた生徒・保護者、市教育委員会等に、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為と認められるいじめは、被害者の意向に配慮しながら警察や関係機関と連携して対処する。

## 6 家庭や地域、関係機関との連携

生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校の内外問わずいじめの防止および早期発見に取り組む。生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

- (1) 家庭や地域に対して、いじめは重大な人権侵害である、絶対に許されない行為であるという認識を周知する。
- (2) 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、生徒の状況と対策について協議する。
- (3) 市教育委員会と連携を図りながら、いじめを受けた生徒や保護者に対して、事実関係を説明し、必要な情報を適宜・適切に提供する。

## 7 いじめ防止等に係る取り組みの評価と検証

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

【いじめ防止対策推進法】

- (1) いじめ防止対策推進法第三十四条により、いじめ防止に係る取り組みについて適切に行うようにする。特に学校評価においては、日頃からいじめの問題に対して迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるようにし、その評価結果を検証し改善に取り組むようにする。
- (2) いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の観点について評価する。
  - ① いじめの未然防止、いじめの早期発見に関すること。
  - ② いじめへの対処に関すること。
  - ③ 組織的体制に関すること。